

高等学校等学び直し支援金事務処理要領

(県立学校事務担当者用)

高等学校等学び直し支援金は、高等学校等を中途退学したことがある者のうち、その後再び高等学校等で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である36月（定時制・通信制は48月）の経過後も、卒業までの間、継続して高等学校等学び直し支援金（就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）の支給を行うものである。

学び直し支援金の支給事務は、基本的に就学支援金の支給事務と同様となるため、事務の実施にあたっては、就学支援金の事務処理要領を適宜参照すること。

なお、本要領中で使用する各種様式の名称は、別添様式一覧表上の略称を用いていることに留意すること。

1 学び直し支援金について

(1) 対象となる学校

就学支援金の対象校と同様。

(2) 対象となる者

上記(1)の高等学校等に在学し、以下の①～⑧の全ての要件を満たす者。

① 日本国内に住所を有する者

② 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

③ 法第3条第2項第2号に該当する者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者）

※ ただし、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については、この要件を適用しない。

④ 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金（新制度）の対象者であった者（※）に限る。）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は所得制限に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（所得制限に該当することを予測して、受給資格の認定申請を行わなかった者を含む。）をいう。したがって、新制度に移行することのなかった旧制度対象者（公立高校授業料不徴収制度の対象者を含む。）は、学び直し支援金の支給を受けることができない。

⑤ 高等学校等を退学したことがある者

※ ここで言う「退学」とは、単に「退学」の事実があればよく、転学に類する退学者を含む。

⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間が通算して12月未満（定時制・通信制は24月未満）である者

- ⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が74単位を超えていない者
- ※ 令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒については、令和2年7月から適用する。
- ※ 単位制高等学校等に係る取扱いについては、ここに定めるもののほか、2のとおりとする。
- ⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に規定する所得制限に該当しない者）

(3) 支給期間

- ① 学び直し支援金の支給期間は、最大で12月（定時制・通信制は24月）とする。
- ※ 定時制・通信制以外の高等学校等の支給期間の見直しについては、令和元年度に7月分以降の受給資格認定を受けている生徒は、令和2年7月から適用する。
- ② 学び直し支援金の支給期間は、就学支援金の支給期間終了後、その初日において高等学校等に在学していた月を一月として計算する。
- ③ 学び直し支援金の対象者が別の高等学校等に再入学する場合の支給期間について
- i) 全日制の高等学校等から定時制・通信制の高等学校等に再入学する場合
学び直し支援金の対象者（所得制限等により受給資格を有していない者を含む。以下同じ。）が、全日制の高等学校等を退学し、定時制・通信制の高等学校等に再入学する場合、再入学後の定時制・通信制の高等学校等における残支給期間については、前籍校の全日制の高等学校等における学び直し支援金の支給期間を2倍して計算するものとする。
- ii) 定時制・通信制の高等学校等から全日制の高等学校等に再入学する場合
学び直し支援金の対象者が、定時制・通信制の高等学校等を退学し、全日制の高等学校等に再入学する場合、再入学後の全日制の高等学校等における残支給期間については、前籍校の定時制・通信制の高等学校等における学び直し支援金の支給期間を2分の1して計算するものとする。

(4) 支給額

学び直し支援金の支給額は就学支援金と同様であること。

なお、令和2年3月以前から学び直し支援金を受けている生徒についても、令和2年4月以降は改正後の支給限度額を適用する。ただし、単位制高等学校等の生徒であって、改正前の支給限度額を年額により設定している場合などに、改正前の支給限度額のほうが改正後の支給限度額よりも高くなる可能性があるが、このような場合の令和2年4～6月分の支給については、改正前の支給限度額を適用することとして差し支えない。

<学び直し支援金の支給額>

課程		学び直し支援金の額	
全日制		(月額)	9,900 円
定 時 制	単位制 以外	(月額)	2,600 円
	1年で 履修する 単位制	(月額)	1単位あたり 130 円
	半年で 履修する 単位制	(月額)	1単位あたり 260 円
通信制		(年額)	1単位あたり 300 円

(5) 受給資格認定

学び直し支援金の支給にあたっては、就学支援金制度と同様に、学び直し支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書(様式1)に保護者等(生徒の親権を行う者等)の個人番号カードの写しその他の書類(以下「個人番号カードの写し等」という。)又は課税所得額(課税標準額)や市町村民税の調整控除額等(令和2年6月支給分までは道府県民税所得割額や市町村民税所得割額)を証明する書類(以下「課税証明書等」という。)を添付して、在籍校に提出し、その認定を受けることを要する。

なお、令和2年6月支給分までは、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額を確認し、令和2年7月支給分以降は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項に定める保護者等の算定基準額を確認する。

(算定基準額 = 課税所得額(課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除額)

※算定基準額に100円未満の端数がある場合は、それを切り捨てた額とする。

※指定都市の場合は、市町村民税の調整控除額を調整(3/4を乗じる)する必要があること。

(6) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、就学支援金制度と同様に、個人番号カードの写し等を既に提出している場合を除き、受給権者が、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付した収入状況届出書(様式1)を、在籍校に提出することを要する。

(7) 休学

受給権者が休学する場合は、就学支援金制度と同様に、受給権者である生徒が、学び直し支援金の支給の停止を在籍校に申し出ることができる。

(8) 学び直し支援金の支給方法

学び直し支援金の支給方法については、就学支援金制度と同様とする。

2 1 単位当たりの授業料を設定している場合の取扱い

(1) 支給期間の上限について

単位制高等学校等以外の高等学校等と同様に、支給期間の上限は以下のとおりとする。

- ① 全日制の高等学校等：12月
- ② 定時制・通信制の高等学校等：24月

(2) 支給対象単位数の上限について

支給対象単位数の上限は以下のとおりとする。

- ① 学び直し支援金の全支給期間を通算して74単位まで
- ② 再入学した一の単位制高等学校等における以下の単位数を合算して74単位まで
 - i) 卒業に必要な単位として認定を受けた単位数
 - ii) 就学支援金の支給対象単位数
 - iii) 学び直し支援金の支給対象単位数

※ 当該単位制高等学校等において就学支援金の支給がない（iiの単位数が存在しない）場合、i及びiiiの単位数を合算して74単位までとする。
- ③ 一の年度における就学支援金と学び直し支援金の支給対象単位数を合算して30単位まで
 - ※ 一の年度に就学支援金の支給がない場合、学び直し支援金の支給対象単位数のみで30単位までとする。
 - ※ 一の年度において、学び直し支援金の支給を受けている単位制高等学校等（A校）を退学し、さらに別の単位制高等学校等（B校）に再入学した場合、当該年度におけるA校の支給対象単位数とB校の支給対象単位数を合算して30単位までとする。
 - ※ 30単位上限の算定においては、年度をまたいで履修する場合、算定月（履修を開始した月）の属する年度の支給対象単位数として算定し、その翌年度の支給対象単位数としては算定しないこととする。
 - ※ 令和3年4月分から令和5年3月分までの学び直し支援金の支給限度額の算定にあたっては、2（2）③の規定は適用しない。

(3) 単位制の支給額算定に関するその他の留意事項

- ① 就学支援金の支給対象単位数が74単位に達し、就学支援金の支給対象とならなかった残りの単位を学び直し支援金の支給対象とする場合、就学支援金と学び直し支援金の支給対象期間が重複することとなるが、この場合、重複する学び直し支援金の支給対象期間を再度カウントする必要はない。
- ② ①の場合、就学支援金の支給対象となる授業料月額額の算定においては、算定月に履修しているすべての単位について合算した授業料額が算定対象となるが、支給限度額の算定においては、算定月に履修している単位のうち支給上限の74単位を超える単位は算定に含まれない。このような場合、就学支援金の支給上限の74単位を超えたため、支給限度額の算定に含まれない単位については、学び直し支援金の支給対象として差し支えない。
- ③ 就学支援金の支給対象期間が履修期間の途中で終了し、就学支援金の支給対象となっていた履修単位を、引き続き、学び直し支援金の支給対象とする場合、同一の履修単位が就学支援金と学び直し支援金の支給対象となるが、この場合、重複している学び直し支援金の支給対象単位部分を、就学支援金の支給対象単位数との合算上限（74単位）に再度カウントする必要はなく、また、学び直し支援金単独の上限（74単位）にカウントする必要もない。

- ④ 前籍校で学び直し支援金の支給を受けていた場合、再入学後に引き継がれるのは、残支給期間（（１）に係る残りの支給期間）及び学び直し支援金単独の残支給単位数（（２）①に係る残りの単位数）であり、前籍校における（２）②に係る残支給単位数は引き継がれない。ただし、前籍校において（２）②の74単位上限に達したため受給資格を有しなくなった者については、（２）①の支給対象単位数が残っていた場合であっても、再入学後の単位制高等学校等において学び直し支援金の受給資格を有しないこととする。

※ 単位制高等学校等の支給期間・支給対象単位数の取扱いに係る主なパターンについては、別添のイメージ図①～⑧を適宜参照。

3 留意事項

- (1) 個人番号カードの写し等及び課税証明書等、生徒及び保護者等のプライバシーに関わる情報の取扱いについては、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう十分に留意すること。
なお、認定申請書及び収入状況届出書等の提出方法については、以下の方法によるなど、生徒及び保護者等のプライバシー保護の趣旨を十分に踏まえた上、各学校の実情に応じた情報管理を行うこと。
- ・提出は封をした封筒で行う。
 - ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
 - ・提出を学校への郵送で受け付ける。
- (2) 教育委員会名の公印は、福岡県教育委員会公印管守規程（昭和31年福岡県教育委員会訓令第2号）第3条別表第2の2に規定する公印を使用すること。
- (3) 受給資格認定通知書等の郵送には、窓あき封筒を使用すること。